

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造		調剤室の面積	
	品 目	品 目	
主たる設備			

※ 1 薬局の見取図を添付すること。

※ 2 主たる設備の欄には，薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）に掲げるもの以外のものがある場合にのみ，その主たるものを記載すること。